道路占用許可申請　手続案内

１　手続きの流れ

申　　請　　者

枚方土木事務所

　　　　　　 ① 道路占用許可申請提出

所　轄　警　察　署

　　　　　　 ② 警察協議書発行　　　　　　　　 ③ 道路使用許可申請提出

　　　　　　 ⑤ 協議回答書提出　 　　　　　　④ 道路使用許可書発行

　　　　　　 ⑥ 道路占用許可書発行

　　　　　　 ⑦ 工事しゅん工届提出

　　　　 　　⑧ しゅん工検査

　①　道路占用許可申請書２部を枚方土木事務所管理課に提出してください。

　②　審査終了後、所轄警察署あての警察協議書を発行しますので、当所まで受取りにお越しください。（発行できた時点で、ご担当者にご連絡させていただきます。）

　③　道路使用許可申請書２部を警察協議書と共に所轄警察署に提出してください。

　④　審査終了後、所轄警察署から道路使用許可書が発行されます。

　⑤　所轄警察署から道路使用許可書とともに、当所あての協議回答書が発行されますので、協議回答書を当所管理課に提出してください。

　⑥　即日、道路占用許可書を発行します。なお、道路占用料（使用料）をお支払いいただく必要がある場合には、後日、納入通知書を郵送します。

　⑦　工事が完了しましたら、工事しゅん工届に着工前、施工中の工程別、しゅん工写真を添付して、当所維持管理課管理グループに提出してください。工事規模によっては、写真以外の書類提出を求める場合があります。

　⑧　しゅん工検査を行います。（現地立会をお願いする場合があります。）

２　提出部数

　　 道路占用許可申請書　：　２部

（それぞれに次の添付書類を添付してください。）

３　添付書類

（１） 道路占用料減額・免除申請書

・　占用物件・目的によって、道路占用料が減額又は免除される場合があります。道路占用料が減額又は免除される場合には添付してください。

（２） 位置図

・　縮尺１／２５００程度（住宅地図でも可）。占用箇所に印をしてください。

（３） 現況平面図及び計画平面図　：　縮尺１／３００以上

　　　　・　占用物件、道路構造物の現況と計画の両方がわかるようにしてください。

　　　　・　官民境界線を赤色で記入してください。

　　　・　図面の距離間（㎜）は可能な限り詳細に記入してください。

（４） 現況断面図及び計画断面図　：　縮尺１／１００以上

　　　　・　（２）と同じ

（５） 工事の実施方法を記載した書類

　　　　・　工事の実施方法（開削・推進の別、掘削の範囲、工事が広範囲にわたる場合には工程順等）がわかるようにしてください。

　　　　・　計画平面図、計画断面図と兼用していただいても差し支えありません。

（６） 占用物件の構造図、設計書及び仕様書

（７） 交通対策図

・　仮歩道、バリケード、夜間の保安対策等を記入してください。

（８） 現況写真

・　カラー写真で占用（工事）箇所がわかるように写真に朱書きしてください。

（９） 占用関係意見調書

　　　　・　地下埋設物の占用の場合は、他の地下埋設物管管理者から意見聴取した書類を添付してください。

（10） その他

　　　　・　工事期間が長期にわたるもの、または一時占用の場合は工程表を添付してください。

　　　　・　占用場所等によっては、理由書、利害関係者の同意書、公図、土地登記簿謄本、官民境界確定図等の提出を求めることがあります。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　枚方土木事務所　管理課

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　℡（０７２）８４４－１３３１